

私的年金改革の展望について

年金企画部

1.はじめに

2019(令和元)年8月27日、厚生労働省より「2019(令和元)年財政検証結果」が公表されました。

日本の公的年金制度は、少子高齢化に伴う公的年金加入者の減少や平均寿命の伸びなど、社会の人口や経済全体の状況を考慮して給付と負担のバランスを自動的に調整する仕組み(いわゆる「マクロ経済スライド」)を導入しております。財政検証とは、少なくとも5年ごとに、将来における人口・経済の状況について数通りの計算前提を用いておおそ100年間の長期にわたる公的年金の財政収支の見通しを作成し、健全性を確認するものです。

前回の検証前提と比較し、直近5年間の高齢者の就業率が上昇したことや年金積立金の運用利回りの実態が想定を上回ったことなどを要因とし、今回の検証における将来的な最終所得代替率は前回検証よりも若干良化した結果となっております。しかしながら、今後の経済成長と労働参加が進まない計算前提では依然厳しい結果となっており、各自が想定する高齢期の生活水準を維持するためには、公的年金のみに頼らず自助努力などによる高齢期の所得確保が重要であることに変わりはないとも受け止められます。

今後、働き方の多様化などがますます進むと想定される中、高齢期の所得確保をどのように図っていくのかという課題に対して、国としても現在、政府税制調査会や厚生労働省社会保障審議会企業年金・個人年金部会(以下、部会)などの場でも広い視野をもって検討がなされております。本稿では部会の議論の流れを踏まえながら、今後の企業年金・個人年金(=私的年金)制度改革の展望について解説いたします。

2.私的年金の現状

総務省が発表した労働力調査結果によると、就労年齢は高齢化しており、2018年に就労していた65歳以上は過去最多の862万人となっており、就業者全体の12.9%を占めています【図表1】。

また、今回の財政検証において用いられた将来人口推計によると、65歳の平均余命(男女平均)は、2019年度の22.3年から2054年には24.7年まで伸びる見通しです。人生100年時代が意識される中、今後、高齢期のライフプランは、ますます多様な生き方や働き方が広がりを見せていくものと想定されます。

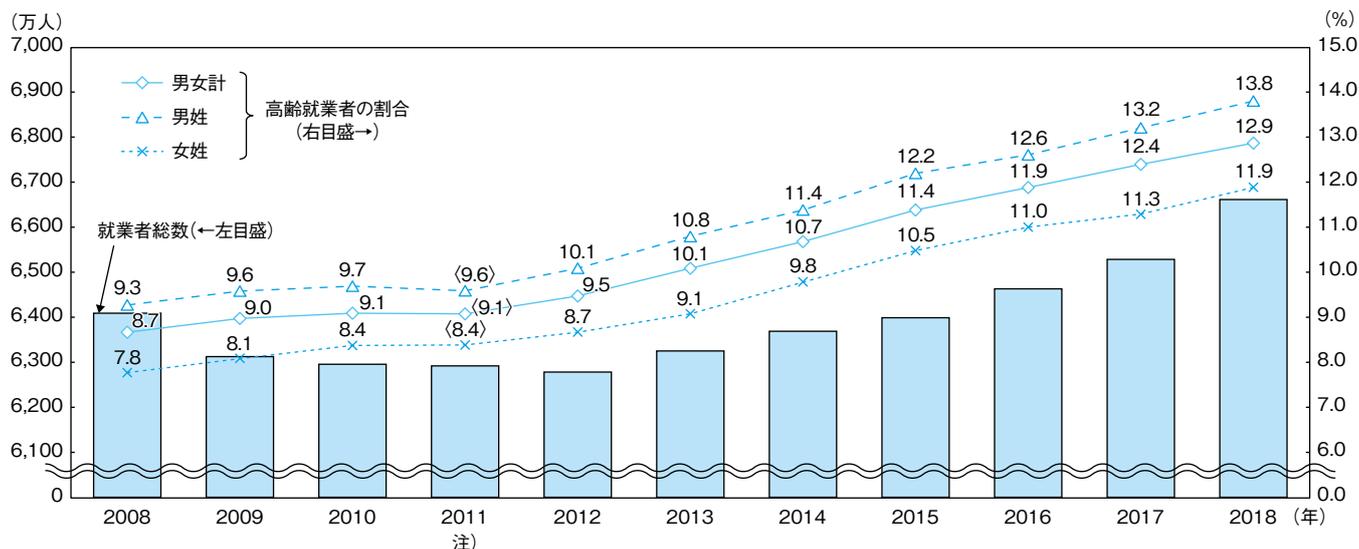
こうした中、高齢期の安定的な所得確保の観点から、公的年金の補完機能として有益な私的年金においても、これまでの60歳定年を想定してきた制度に対し、加入期間や受給開始時期などの見直し議論が活発化しております。ただ、残念なことに、これまで制度の中核を担ってきた適格退職年金や厚生年金基金の廃止や解散などを通じ、確定給付企業年金・確定拠出年金に移行する過程で企業年金を断念する企業が少なくなく、企業年金の加入者数は減少傾向にあります【図表2】。これは適格退職年金などと比較し高いガバナンスが求められる中、運営上の負担が増したことなども要因にあると考えられます。

部会においては、これらの環境変化や要因を踏まえ、私的年金の普及・拡大に向けた議論が深められています。

3.部会における議論の内容

部会では、2019年2月から12月にかけて10回にわたり、私的年金制度が抱える課題への改善策について議論が行われました。議論の内容は、概ね方向性が一致したものと、引き続き議論

図表1 就業者総数に占める高齢就業者数の割合の推移(2008年~2018年)



注)2011年は、東日本大震災に伴う補完推計値
【出所】「労働力調査結果」(総務省統計局)より弊社作成

(2020年3月作成)

本資料は、作成時点において三井住友信託銀行が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性、確実性について保証するものではありません。本資料の内容に関する疑問・不明点がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいませようお願い申し上げます。

私的年金改革の展望について

を要するものに分けられ、2019年12月25日に行われた第10回の部会で、「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」として取り纏められ公表されております。

【結論を得ることができた内容について】

- ① 中小企業向け制度については、先の改正で導入された簡易型DCやiDeCoプラスの対象範囲の拡大
- ② iDeCoについては、先の改正で加入可能範囲が拡大されたものの、企業型DC加入者にとっては事実上加入できなかった要件の緩和、加入者ごとにマッチング拠出との選択の容認、脱退一時金の改善
- ③ ポータビリティについては、一部残っていた点への対応
- ④ リスク対応掛金については、財政悪化リスク相当額の特別算定方法に係る手続の合理化
- ⑤ ガバナンスの確保については、多くが運用上・行政指導上の取組だったが、権利義務に関わる点については法令で規定することを基本的な方針とすること
- ⑥ 加入可能要件の見直しと受給開始時期等の選択肢の拡大
- ⑦ iDeCoの加入申込み等のオンライン化等

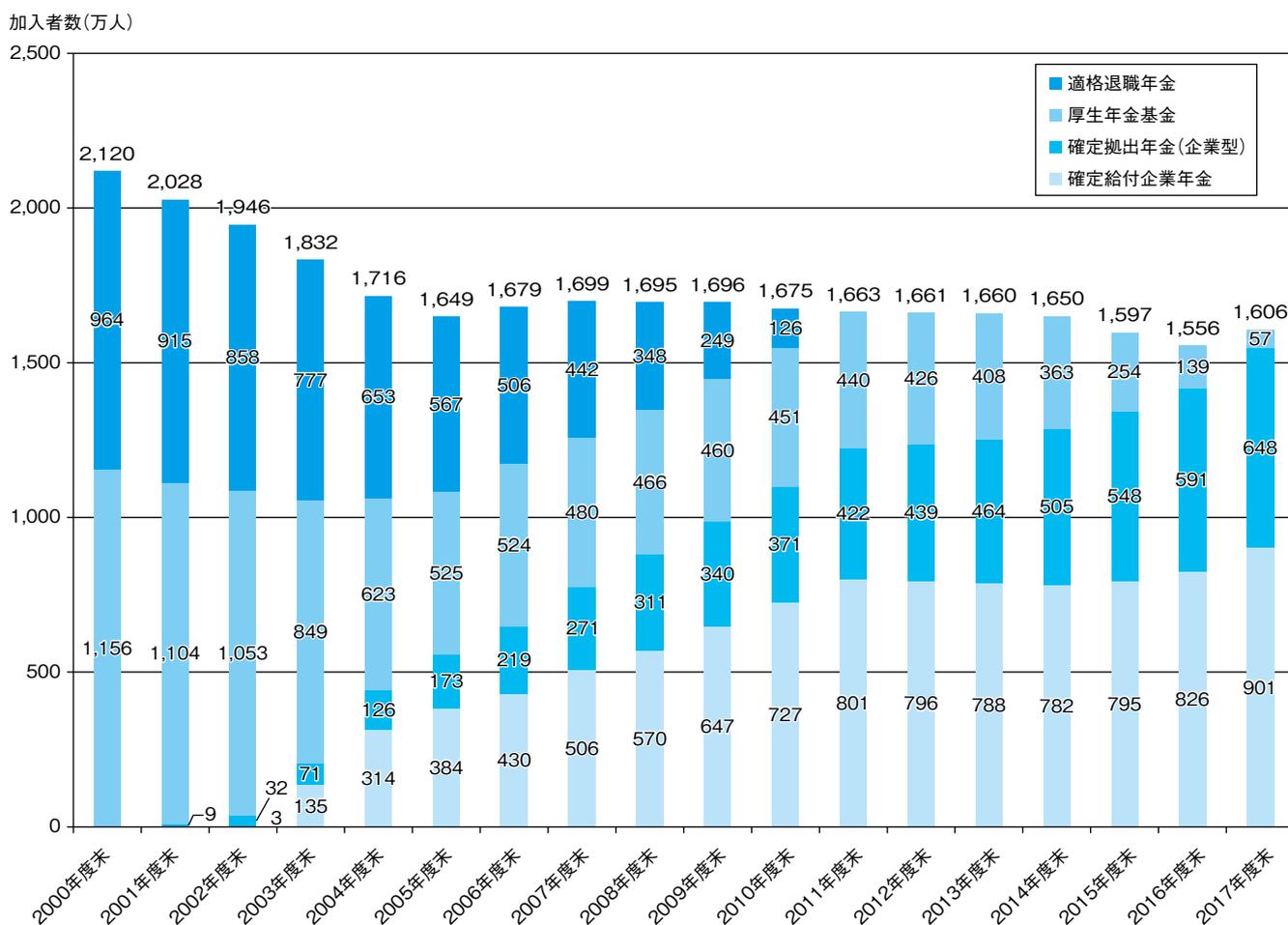
部会ではこれらに関連して、委員から以下のような意見がありました。

- ・ 特にDCは手続きが多いところであるため、法制化していくうえで加入者、事業主、運営管理機関にとって手続き上の負担が増すことのないよう配慮していただきたい。
- ・ DC・DBを通じて加入者への情報開示・分かりやすい説明は、ガバナンスを確保する上で欠かせないものであり、重要なポイントである。

【引き続きの検討課題】

- ① 拠出限度額・中途引き出し・受給の形態といった拠出時・給付時の仕組みの在り方について
- ② リスク分担型企業年金の合併時・分割時等の手続、定年延長等の雇用延長に伴う給付設計の見直しに当たっての手続、支払保証制度及び年金バイアウトについて
- ③ マイナンバーの活用、電子化の一層の推進等、手続面の利便性の向上について

図表2 企業年金の加入者数の推移



【出所】社会保障審議会(企業年金・個人年金部会)資料より弊社作成

(2020年3月作成)

本資料は、作成時点において三井住友信託銀行が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性、確実性について保証するものではありません。本資料の内容に関する疑問・不明点がございましたら、弊社営業担当店舗部等にご照会下さいませようお願い申し上げます。

私的年金改革の展望について

- ④制度の見直しのほか、制度の普及に向けた広報・教育の充実について
- ⑤今回の加入可能要件の見直しにより、厚生年金の適用拡大などの公的年金のテーマとも連動することから、社会保障審議会年金部会とより緊密に連携した議論が必要

部会ではこれらに関連して、委員から以下のような意見があがりました。

- ・定年延長等の雇用延長に伴う給付設計の見直しに当たって個別同意等の手続き要件が現状必要であり、給付減額というものを再定義すべき。
- ・リスク分担型の合併時・分割時の扱いや定年延長に伴う給付減額の取扱いについては、労働条件の変更に関わるものであり、引き続き丁寧な議論が必要。
- ・企業型DCにおけるマッチングの自由化については、引き続き検討事項としてあげてほしい。
- ・今般あまり議論ができなかった、DCにおける投資教育の効果測定等も次回以降議論を進めてほしい。

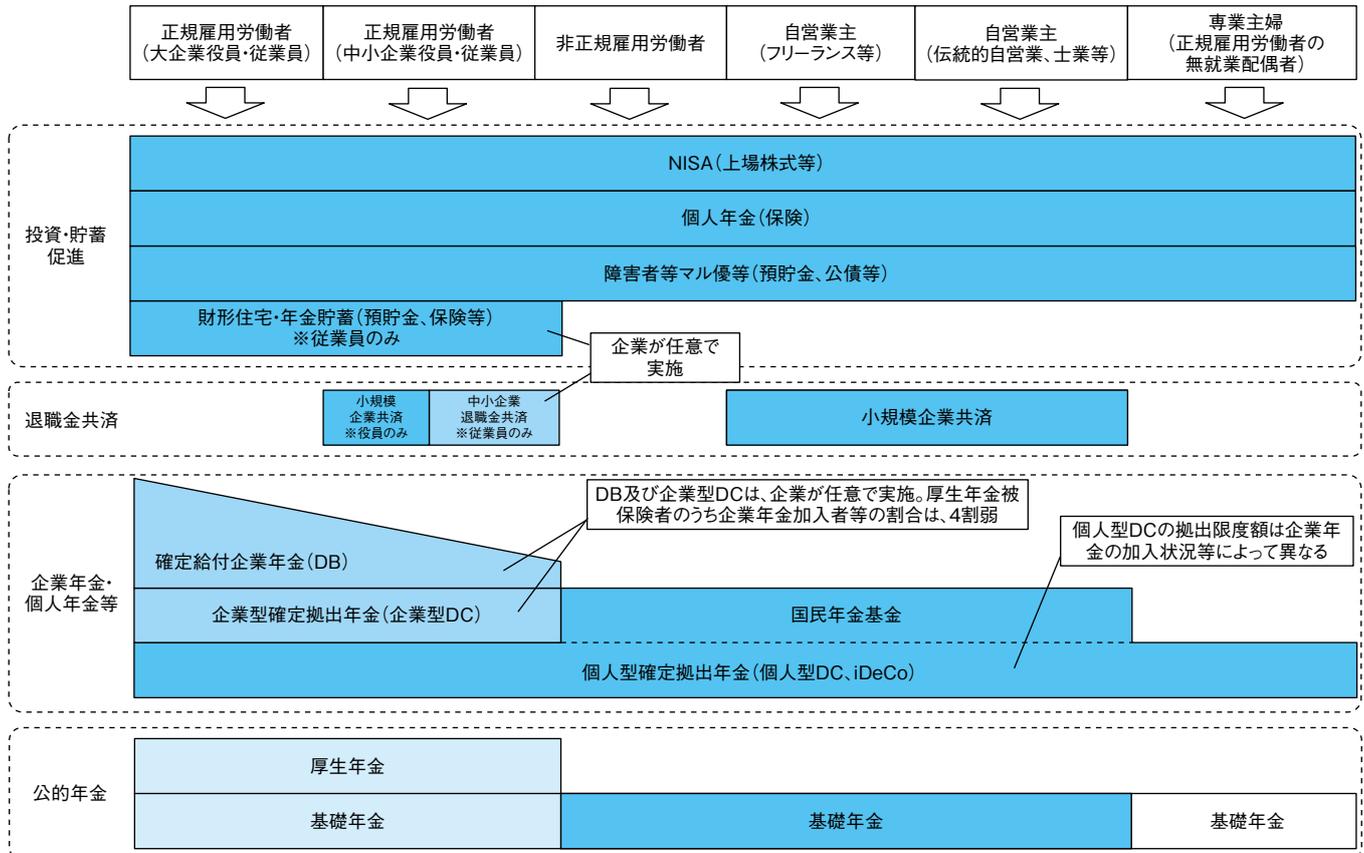
- ・年金部会と企業年金・個人年金部会間での連携を強めていくことが重要であり、その意味でも改めて情報連携も含めて、今後の議論を公的年金制度という全体枠組みを意識しつつ、より発展的に進めていくべき。

4. 税制上の在り方についての新たな提案

高齢期の所得確保に対しては、現在でも様々な税制優遇が講じられておりますが、例えば勤務する企業における年金制度の有無などの違いにより、受けられる優遇制度が人によって異なっているのは公平性に欠けるとの意見があります。また、制度毎で設定された上限額を意識しなければならず、複雑で活用しづらいとする意見もあります【図表3】。

部会においては、将来像の検討として公平で分かりやすい制度の実施に向けて、税制上の在り方についても触れられており、諸外国の事例を踏まえ、“全国民共通の退職所得勘定 (Individual Retirement Account)” や iDeCo を活用した“穴埋め型”税制の導入について提案がなされております。

図表3 老後の備え等に対する自助努力(資産形成)への主な支援措置の現状(イメージ)



(凡例) 老後の備え等に対する自助努力(資産形成)への支援について、税制上の措置が講じられている主なものを掲げた。色分けの分類は以下のとおり。

| | | | |
|----------------|----------------|---------------|--------|
| 事業主が(主に)拠出するもの | 事業主拠出・本人拠出(折半) | 本人が(主に)拠出するもの | 本人拠出なし |
|----------------|----------------|---------------|--------|

(注) 上記は、原則的な取扱いを示すものであり、個々の制度について加入可能な対象者の範囲等をすべて図示したものではない。

【出所】政府税制調査会資料より弊社作成

(2020年3月作成)

本資料は、作成時点において三井住友信託銀行が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性、確実性について保証するものではありません。本資料の内容に関する疑問・不明点がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいますようお願い申し上げます。

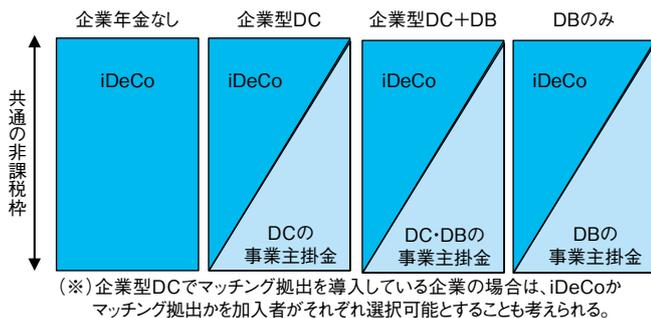
私的年金改革の展望について

提案された“穴埋め型”税制とは、制度横断的に共通の非課税枠を設け、制度毎の非課税額で枠を埋めていくというもので、具体的な仕組みの骨格は以下のように纏められています。

(提案された仕組みの骨格)

- 全国民について、個人別に老後の備えのための非課税拠出の枠を持つ
- 現役時代は一定の上限額まで非課税による拠出(掛金拠出)を認め、運用段階についても非課税、支給時に課税
- 企業年金がある場合は、確定給付企業年金(DB)・確定拠出年金(DC)への企業の掛金額を上限額から控除し、残余がある場合は個人の所得から非課税拠出が可能
- 使い残しの枠は翌年以降への繰り越しを認める
- 退職一時金については、受け取った金額を退職所得勘定に非課税で拠出することを認める

図表4 穴埋め型のイメージ(第2号被保険者)



【出所】社会保障審議会(企業年金・個人年金部会)資料より弊社作成

この様に、共通の非課税枠で大括りした“穴埋め型”ならば、現状の課題に対しより柔軟で公平な活用が期待できます。ただし、大きな発想の転換であるだけに、様々な検討事項が残ります。「企業年金は退職金由来であり、労働者側の拠出を拡大していくという方向性については、慎重な検討が必要」という意見のほか、部会では以下のような意見もあがっております。

①DBの拠出額に関して

- ・ 非課税額として捉えるDB掛金については実際の拠出額ではなく、一定の前提を置いて数理的に計算することが必要であり、具体的な換算方法は解決すべき課題。また、拠出限度額の具体的な水準等も併せて慎重に検討すべき。

②管理面

- ・ 企業によるDBやDCへの実際の拠出額を含めて、個人ごとの拠出額をどのように一元的に管理し、また、どの機関が管理業務を担うのか、実務上の負担についても検討が必要。
- ・ マイナンバーを活用して管理する案。

③引き出し要件

- ・ 老齢年齢到達時以外の給付を認めるのかなど、引き出し要件について検討が必要。

④マッチング拠出、国民年金基金の活用

- ・ 拠出限度額を埋める際にiDeCoのほかに企業型の枠組みを活用したマッチング拠出や国民年金基金も活用できるのではないかという意見。また、これに関連してマッチング拠出を活用するために事業主掛金までの拠出制限を撤廃し自由化すべきという意見。

5.まとめ

「人生100年時代」と言われる時代において、働き方はますます多様化するという考えの下、これらに応じた公平性ある高齢期の所得確保のあり方について、部会においても様々な意見交換が行われました。

2019年度の成長戦略において、分野別に具体的施策などを示した「成長戦略フォローアップ」が同年6月21日に閣議決定されており、全世代型社会保障への改革としては、《2019年の公的年金の財政検証結果を基に、「人生100年時代」を展望し、より多くの人が多様な形態で長く働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤を充実できるよう、2020年の通常国会への法案提出を念頭に、公的年金・私的年金両面にわたる制度改革を進める。》と記載されており、多様な働き方に柔軟に対応できるように、前述の“結論を得ることが出来た内容”については、早速次期通常国会において、私的年金制度に関する改革が行われる可能性があります。

一方で、“今後議論を深める必要があると思われる内容”については、継続して議論を深めていくものと思われます。特に、将来像の検討として提言されている“穴埋め型”については「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」で、《諸外国と我が国では雇用慣行等の経済社会環境や公的年金制度に違いがあることや、企業年金・個人年金等は企業の退職給付・雇用の在り方や個人の生活設計にも密接に関係すること等を踏まえ、引き続き丁寧に検討を継続していく必要がある。また、拠出段階のみならず、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正な税負担の在り方についても検討していく必要がある。》とされており、慎重な議論の進捗に注視が必要と思われます。

以上